

新潟市屋外広告物条例の あらまし

～景観と調和した広告物をめざして～



令和3年10月

新 潟 市

●目次

はじめに	1
1.屋外広告物とは	2
2.適法な屋外広告物を設置するには	3
①禁止広告物	4
②広告物の規格	4
③許可地域	4
④禁止地域	5
⑤禁止物件	6
⑥適用除外	7
⑦許可手続き	8
⑧景観事前協議・その他の関係法令	9
⑨規格基準	10
⑩罰則	14
3.屋外広告物(看板等)を出される方へ	14
4.屋外広告業を営むみなさんへ	15
5.許可申請に必要な書類	16
許可申請手数料・許可期間	17

はじめに

屋外広告物は、私たちにさまざまな情報を与え、また、まちに活力をもたらすなど、私たちの生活にかかせないものとなっています。

しかし、屋外広告物が無秩序に氾濫しますと、景観はもとより、事故などの問題も発生します。

近年の景観に対する市民意識の向上を受け、より一層都市や自然の景観に調和し、安全な広告物を設置いただくため「新潟市屋外広告物条例」を改正しました。

このあらましは、そのルールを関係者の方々をはじめ、市民のみなさまにもご理解いただくためにわかりやすく解説したものです。

これを機会に、屋外広告物への関心をより深めていただき、四季映える美しい新潟のまちづくりへのご協力をお願いいたします。

※「新潟市屋外広告物条例(以下、条例とする。)」は新潟市内に設置される**すべての屋外広告物**に適用されます。

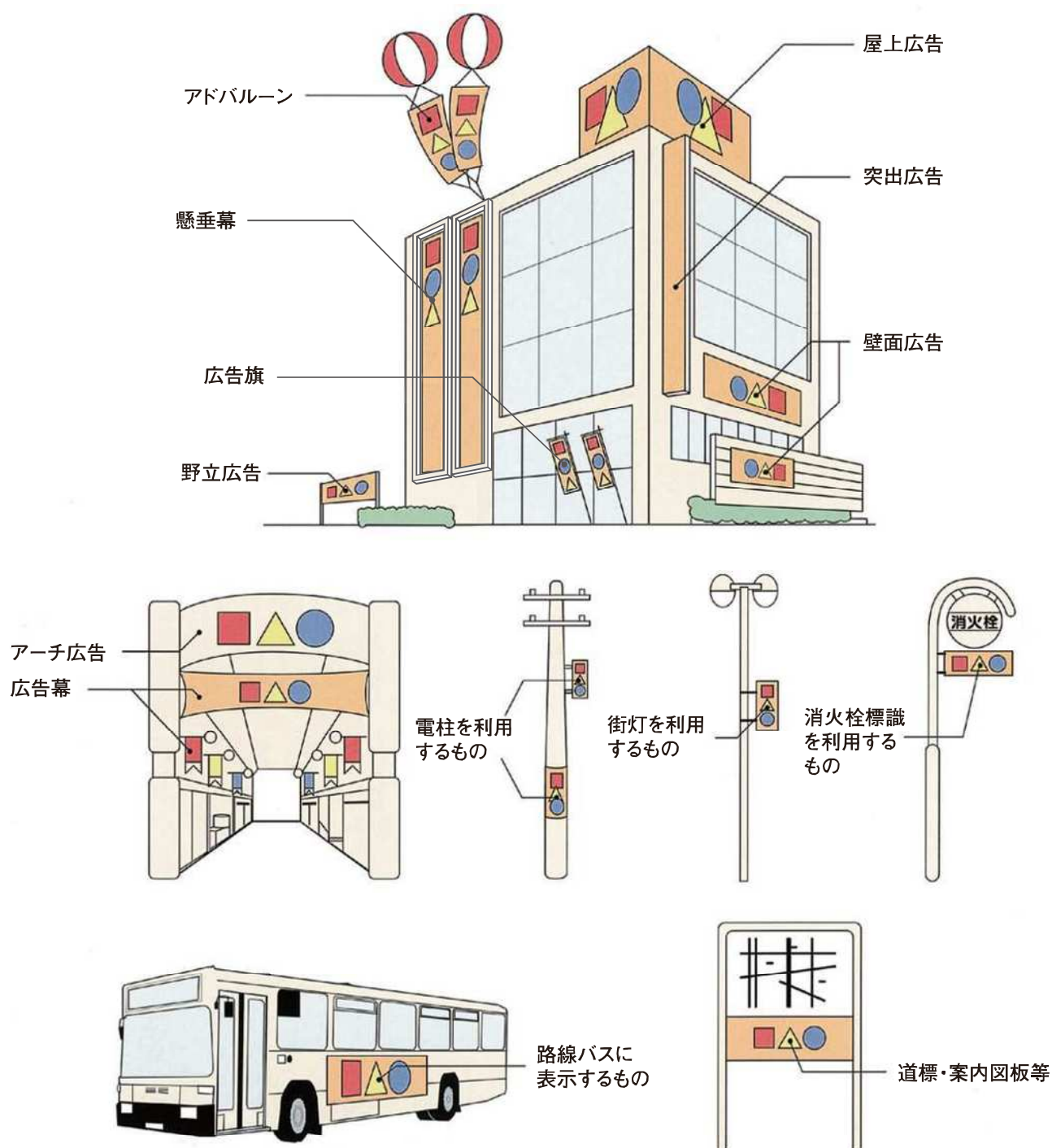


1.屋外広告物とは(条例第2条)

屋外広告物とは、「屋外の看板やはり紙などで、常時又は一定の期間継続して、公衆に対して表示されるもの」で、内容が営利的なものかどうかは問いません。設置されている場所が、自己の敷地内でも該当します。

つまり、商業広告だけではなく案内板や建物の壁にかかれた企業のシンボルマークなども屋外広告物ということになります。また、屋外広告物等は、都市や自然の景観を害したり、市民に対して危害を及ぼしたりしないものでなければなりません。具体的には以下の図のようなものがあります。

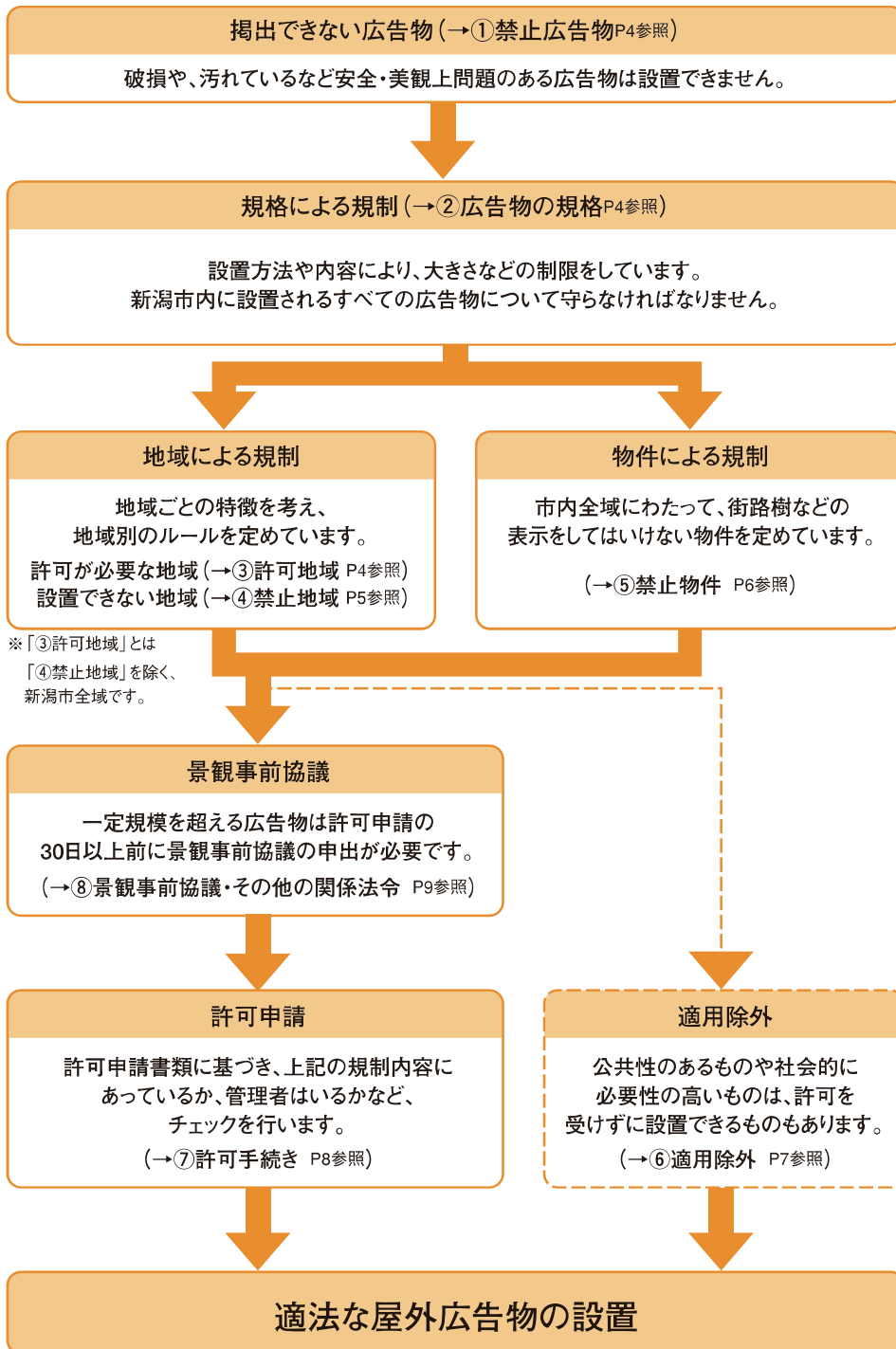
●屋外広告物例示図



※P7 ⑥適用除外(2)④参照

2.適法な屋外広告物を設置するには

適法な屋外広告物を設置するには、新潟市屋外広告物条例のルールを守り、以下の流れにそって確認をし、設置してください。

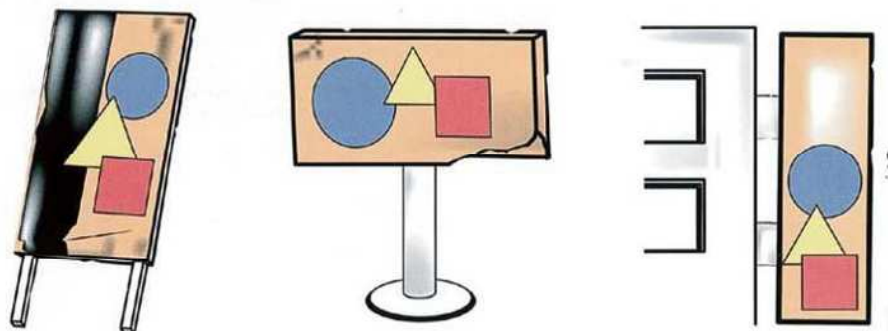


① 禁止広告物 (条例第9条)

掲出してはいけない広告物があります。(適用除外はありません。これらは一切表示することはできません。)

- (1) 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- (4) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの

● 禁止広告物例



② 広告物の規格 (条例第6条)

新潟市内に設置する広告物は、広告物の種類ごとに定められている規格(大きさや設置方法など)を守らなければなりません。

具体的な規格の内容については、「⑨規格基準 P10参照」と「屋外広告物関係法令集」をご覧ください。

③ 許可地域 (条例第3条)

許可申請を行い、許可を受けて(※1)から広告物を設置できる地域です。新潟市の場合は、④の禁止地域(P5参照)(※2)を除いた新潟市内全域となっています。

※1 許可申請が不要で掲出できるものもあります。(⑥適用除外(1)(2)(3) P7参照)

※2 社会生活上必要なもので法令の規定により表示する広告物等など、条例施行規則(⑥適用除外(1)(2) P7参照)に定めた基準に適合したものは、掲出できる場合があります。

また、この条例には広告物を活かしたまちづくりの制度もあります。

● 広告物活用地区 (条例第13条) → 指定地区：万代シテイ広告物活用地区

市長は、広告物を積極的に活用する必要がある区域を「広告物活用地区」として指定することができます。この地区では、市長が定めるその区域にふさわしい基準に適合した広告物を出す場合に限り、規格や禁止物件の規定が適用されません。

● 広告物協定地区 (条例第14条) → 指定地区：鳥屋野潟湖南地区、信濃川右岸地区

市民のみなさんが、広告物についてみなさんのまちにふさわしい自主的な取り決めを行い、それぞれの地区の景観を市民のみなさんの手で整備していく制度です。

4 禁止地域(条例第7条)

広告物を掲出できない「場所」があります(※1)。以下の場所で新潟市長が〔指定〕したところが禁止地域になっています。

- (1) 第一種及び第二種の低層住居専用地域、風致地区
→〔指定〕白山風致地区、新潟海浜風致地区、第1秋葉風致地区、第2秋葉風致地区
- (2) 文化財保護法により指定された地域など
→〔指定〕旧新潟税関、新潟県議会旧議事堂、萬代橋、旧笹川家住宅、種月寺本堂、菖蒲塚古墳、古津八幡山遺跡
- (3) 新潟県文化財保護条例により指定された地域など
→〔指定〕的場遺跡、緒立遺跡
- (4) 新潟市文化財保護条例により指定された地域など
→現在は指定なし
- (5) 道路、鉄道及びそれらに接続する地域
→〔指定〕市街化調整区域の高速道路や新幹線の敷地及びこれらの敷地境界線か両側300m以内の区域
- (6) 新潟市樹木の保存及び緑化の推進に関する条例で指定された保存樹など
→〔指定〕指定された保存樹木のある区域
- (7) 都市公園法に規定する都市公園など
→〔指定〕新潟市都市公園条例第2条により告示された都市公園
- (8) 自然公園法の規定により指定された国立公園や国定公園など
→〔指定〕佐渡弥彦米山国定公園
- (9) 河川、湖沼、海浜及びそれらの周囲
→現在は指定なし
- (10) 駅前広場及びその周囲
→〔指定〕新潟駅前広場及びその周囲(範囲についてはお問い合わせください)
- (11) 墓地及びその周囲
→現在は指定なし

※1 社会生活上必要なもので、法令の規定により表示する広告物など、条例施行規則(⑥適用除外(1)(2)P7参照)に定めた基準に適合したものは、掲出できる場合があります。



新潟海浜風致地区



佐渡弥彦米山国定公園

⑤ 禁止物件 (条例第8条)

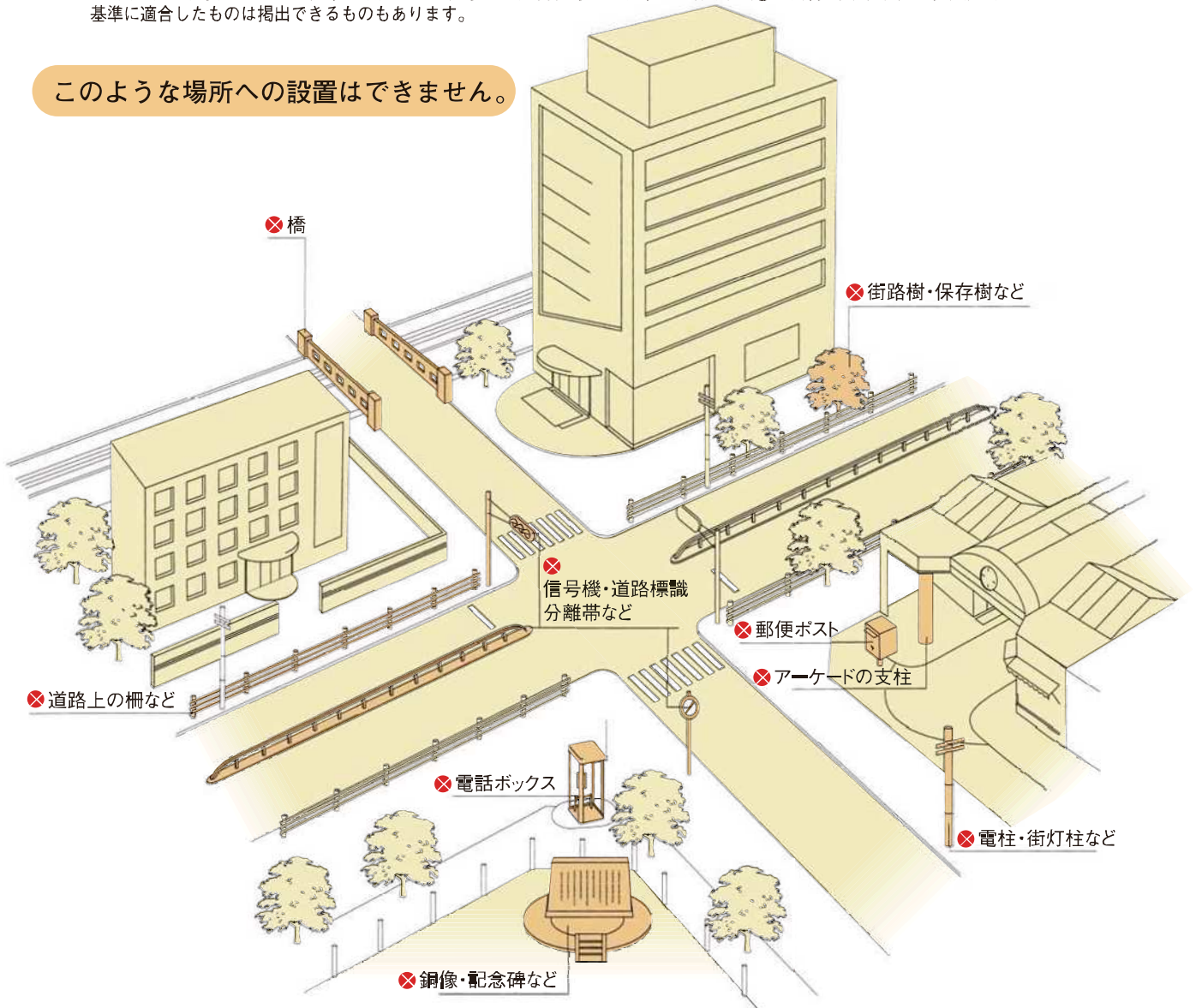
広告物の設置対象としてはいけない「物」があります。(※1)

- (1) 橋、トンネル、高架構造物、分離帯、交通島及び植樹帯
- (2) よう壁の類
- (3) 街路樹、路傍樹及び新潟市樹木の保存及び緑化の推進に関する条例第7条第1項の規定により指定された保存樹(指定保存樹有り)
- (4) 信号機、道路標識、道路上の柵、駒止め、里程標、道路元標、カーブミラー、路上信号制御機、道路情報管理施設、パーキングメーター及びこれらに類するもの
- (5) 電柱、街灯柱その他電柱の類で、市長が指定するもの(指定有り:都市計画道路新潟停車場線の電柱等)
- (6) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- (7) 郵便ポスト、電話ボックス及び路上変圧器
- (8) 送電塔、送受信塔及び照明塔
- (9) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類
- (10) 銅像、神仏像及び記念碑の類
- (11) 景観重要建造物、景観重要樹木(現在は指定なし)

また、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等は電柱の類やアーケードの支柱などに設置することはできません。

※1 社会生活上必要なもので、法令の規定により表示する広告物等など、条例施行規則(⑥適用除外(1)(4)P7参照)に定めた基準に適合したものは掲出できるものもあります。

このような場所への設置はできません。



6 適用除外(条例第10条)

社会生活上必要なもので、規則に定めた基準に適合したものは規制の一部が適用されません。
ただし、適用除外等により許可を受けずに設置できるものでも規格(⑨規格基準 P10参照)に従う必要があります。

(1) 禁止地域、許可地域、禁止物件、広告物協定地区に許可不要で掲出できるもの

- ①法令の規定により表示する広告物等
- ②公職選挙法による選挙運動用のポスター等
- ③国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物等(新潟市長との協議が必要です)
- ④公益上必要な施設等で寄贈者名等を0.5㎡以内に1個、かつ外郭線内を1平面と見なした面積の20分の1以内で表示する場合
- ⑤講演会、展覧会などのため、その内容をその会場の敷地内に表示するもの
- ⑥冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示するもの

(2) 禁止地域、許可地域に許可不要で掲出できるもの

項 目	掲 出 の 条 件		
①自家用広告物等 (自分の店などがある場所にその営業内容等を表示する広告物等)	禁止地域	個数：3個以内 合計面積：10㎡以内(10㎡超は掲出不可) 種類：屋上広告は×	個数：10個以内 (簡易広告物(※)の場合に限る)
	許可地域	個数：5個以内 合計面積：10㎡以内(10㎡超は要申請)	
②管理用広告物等 (自己の敷地で管理上の必要に基づく場合)	個数：一団の土地に2個以内 合計面積：10㎡以内		けい光塗料・反射塗料は×
③工事現場の板囲い等に表示するもの	表示期間：工事中に限り表示可能 表示内容：宣伝用ではないこと		
④人や車両等に表示するもの			
⑤公共掲示板に表示するもの			
⑥その他	市長が認めたもの		

注意!「地域」のみを対象とした適用除外なので、電柱等の「禁止物件」には掲出できません

※簡易広告物とは、はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等をいいます。

(3) 許可地域に許可不要で掲出できるもの

- | | |
|--------------------------------------|--|
| ①政治資金規正法による届出を行った政治団体が政治活動のために表示するもの | 種 類：はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等のみ
面 積：1㎡以内
その他：けい光塗料・反射塗料は× |
| ②営利目的でないもの | |

注意! 許可地域内であっても電柱等の「禁止物件」には掲出できません

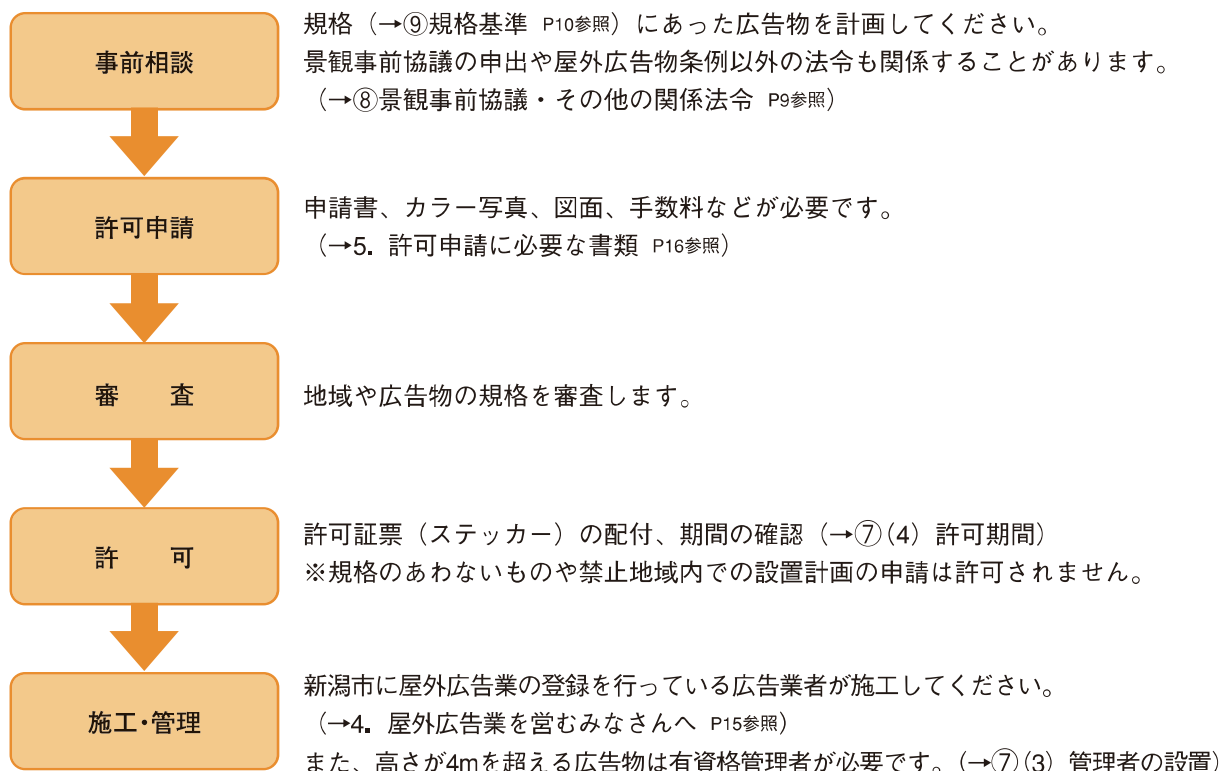
(4) 禁止物件の管理上表示するもの(許可が必要な場合があります)

- | | |
|-------------------|--|
| ①送電塔やタンクの類に表示するもの | 表示内容：自家用広告物であること
そ の 他：けい光塗料・反射塗料は× |
| ②禁止物件すべて | 表示内容：管理用であること |

7 許可手続き (条例第3条)

新潟市内に屋外広告物を出す場合には、市長の許可を受けなければなりません。(ただし、⑥適用除外(1)、(2)、(3)、(4) (P7参照)に該当するものは許可がいらないものもあります。)

(1) 手続きの流れ



(2) 手続きを行う場所

広告物等を表示、設置する区役所の、裏表紙に記載の「許可申請の窓口・問い合わせ先」で行ってください。

(3) 管理者の設置

良好な広告景観の形成や安全性の面から、管理者の設置が義務づけられています。広告物の高さが4m以下のものについては、特に管理者の資格は必要ありませんが、4mを超えるものの管理については、登録試験機関の試験に合格した者 (現在は屋外広告士のみ)、一級建築士、特種電気工事資格者 (ネオン工事) 等の資格者であることが必要です。

(4) 許可期間

設置する広告物の種類ごとに、許可期間が定められています。この期間を超える設置の場合は継続許可の申請が必要になります。(→許可申請手数料・許可期間 P17参照)

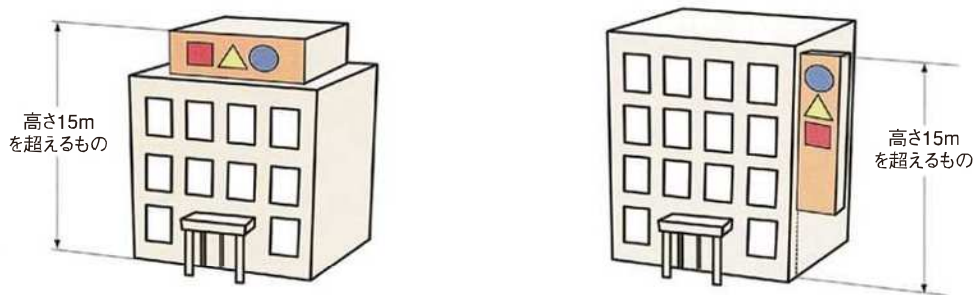
8 景観事前協議・その他の関係法令

一定規模を超える広告物は事前協議の申出が必要です。また、屋外広告物を設置する場合、屋外広告物条例以外の規制がかかることもあります。それぞれの手続きには一定の期間が必要なため、早めの確認が必要です。

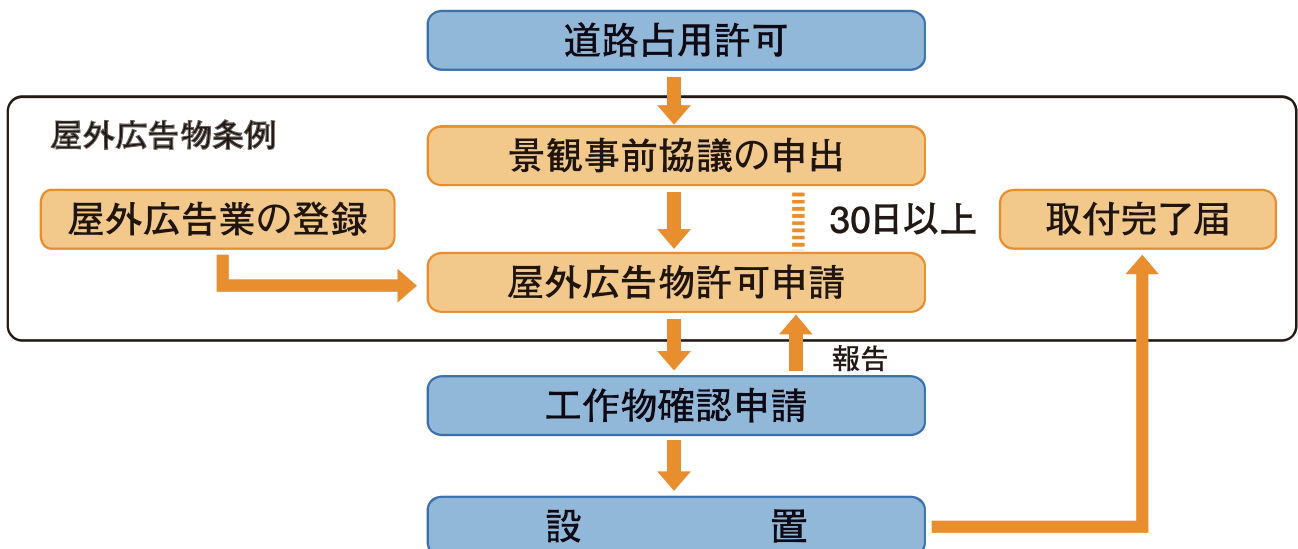
(1) 景観事前協議・主な関係法令

名 称	基 準(広告物関連)	窓 口(新潟市分)
景観事前協議の申出 (新潟市屋外広告物条例)	1ヶ月を超えて表示又は掲出するもので ア. 地上からの高さが15mを超える広告物 イ. 地上からの高さが15mを超え、又は延べ面積が1,000㎡を超える建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転に伴い表示又は設置する広告物 ウ. 地上からの高さが15mを超え、又は延べ面積が1,000㎡を超える建築物又は工作物の外観の2分の1を超える修繕、模様替え、色彩の変更に伴い表示又は設置する広告物	新潟市都市計画課
工作物確認申請(建築基準法)	高さ4mを超えるもの (支柱部分も含む)	新潟市建築行政課 確認申請窓口 建築確認申請受付機関
道路占用許可申請(道路法)	公道に突出するもの (上空占用含む)	国道(7,8,49,116号) : 国土交通省 新潟国道事務所 国道(上記以外)・県道・市道 : 各区役所建設課

●例:景観事前協議の申出が必要となるもの



(2) 手続順序(景観事前協議・主な関係法令に該当する場合)

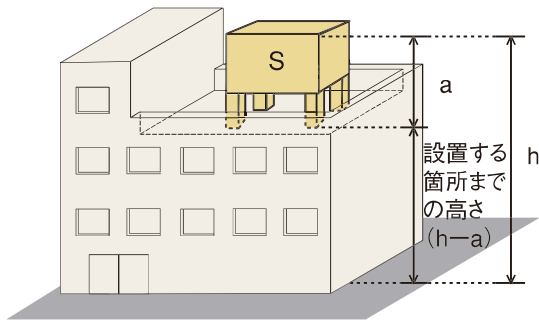


9 規格基準〔許可基準〕(条例第6条)

新潟市内に広告物を設置する場合は、「許可が必要なもの」「⑥適用除外等(P7参照)で許可がいないもの」を問わず全ての広告物がこの規格に従う必要があります。また、新潟市景観計画の特別区域内において、別に規格を定めている場合があります。

なお、全ての規格に共通する内容として「けい光塗料又は反射塗料を使用しない」があります。

屋上広告



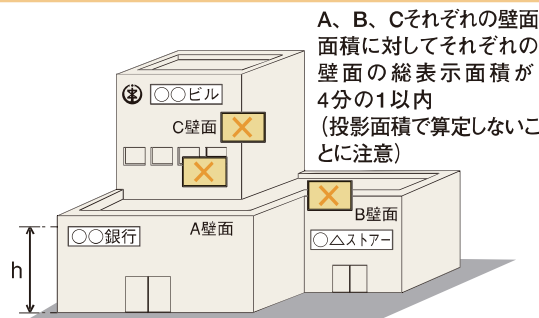
規格基準

- ・1つの面につき1つの広告内容(1広告主)とする
- ・ $S \leq 1$ 建物につき 300 m^2 かつ1面 100 m^2 以内(鉄筋コンクリート造等の建築物に設置する場合)
- ・ $S \leq 30 \text{ m}^2$ (鉄筋コンクリート造等の建築物に設置する場合を除く)
- ・ $h \leq 48 \text{ m}$
- ・ $a \leq 15 \text{ m}$ かつ地上から広告物等を設置する箇所までの高さの3分の2以下($a \leq (h-a) \times 2/3$)
- ・設置する建物の壁面からはみださないこと

〈適用除外〉

【許可地域】⑥へ 例：自家用合計 10 m^2 以下
【禁止地域】ほとんどありません

壁面広告



A、B、Cそれぞれの壁面面積に対してそれぞれの壁面の総表示面積が4分の1以内(投影面積で算定しないことに注意)

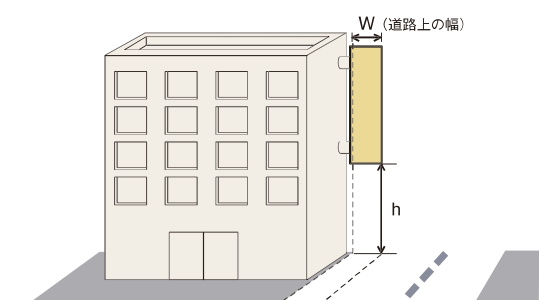
規格基準

- ・表示面積は設置する壁面面積の4分の1以内(投影面積ではなく、各壁面ごとに4分の1以内とする)
- ・ $h \leq 15 \text{ m}$ (ただし自家用広告物(ビル又は建物の名称及び社章等に限る)を除く)
- ・壁面の端から突き出さない
- ・窓または開口部をふさがない

〈適用除外〉

【許可地域】⑥へ 例：自家用合計 10 m^2 以下
【禁止地域】⑥へ 例：自家用合計 10 m^2 以下

突出広告



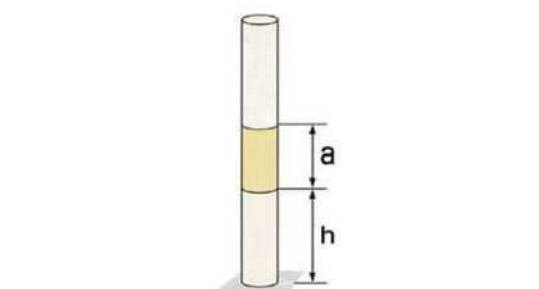
規格基準

- ・1壁面3個以内(適用除外広告物は除く)
- ・ $W \leq 1 \text{ m}$ (道路への突出幅)
- ・ h (歩道上) $\geq 2.5 \text{ m}$
- ・ h (車道上) $\geq 4.5 \text{ m}$

〈適用除外〉

【許可地域】⑥へ 例：自家用合計 10 m^2 以下
【禁止地域】⑥へ 例：自家用合計 10 m^2 以下

巻付広告・直接塗装広告(電柱等利用)



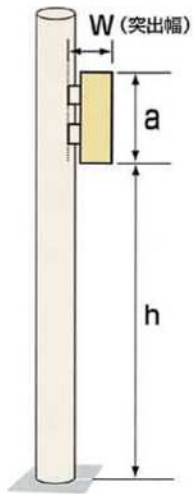
規格基準

- ・柱1本に1個
- ・ $a \leq 1.5 \text{ m}$
- ・ $h \geq 1.2 \text{ m}$

〈適用除外〉

【許可地域】⑥へ 例：管理用などごく一部
【禁止地域】⑥へ 例：管理用などごく一部

袖付広告（電柱等利用）



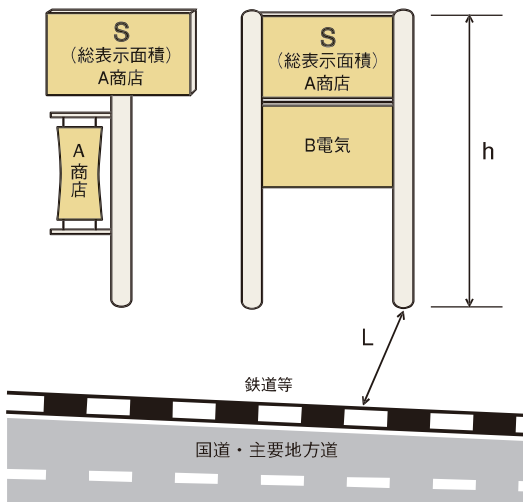
規格基準

- ・柱1本に1個
- ・ $a \leq 1.5\text{m}$
- ・ $W \leq 0.8\text{m}$
- ・ h (歩道上) $\geq 2.5\text{m}$
- ・ h (車道上) $\geq 4.5\text{m}$
- ・掲出方向は、原則として道路の外側

〈適用除外〉

- 【許可地域】 ほとんどありません
 【禁止地域】 ほとんどありません

野立広告 (1) 自家用広告物 ※⑥適用除外 (2) ①を参照



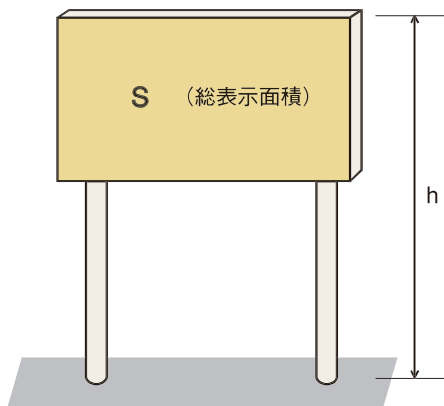
規格基準

- ・ $S \leq 30\text{m}^2$
 (複数の営業所等が共同で設置する複数面表示の広告物にあっては総表示面積 60m^2 以内かつ一面 30m^2 以内)
 - ・ $h \leq 15\text{m}$ (地盤面から)
 - ・交通上の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと
 - ・自家用広告物であること
- (市街化調整区域内の場合、以下も)
- ・ $L \geq 2\text{m}$

〈適用除外〉

- 【許可地域】 ⑥へ 例：自家用合計 10m^2 以下
 【禁止地域】 ⑥へ 例：自家用合計 10m^2 以下

野立広告 (2) 案内板 (内容は案内でもこの規格に合わないものは(3)のその他の野立広告へ)



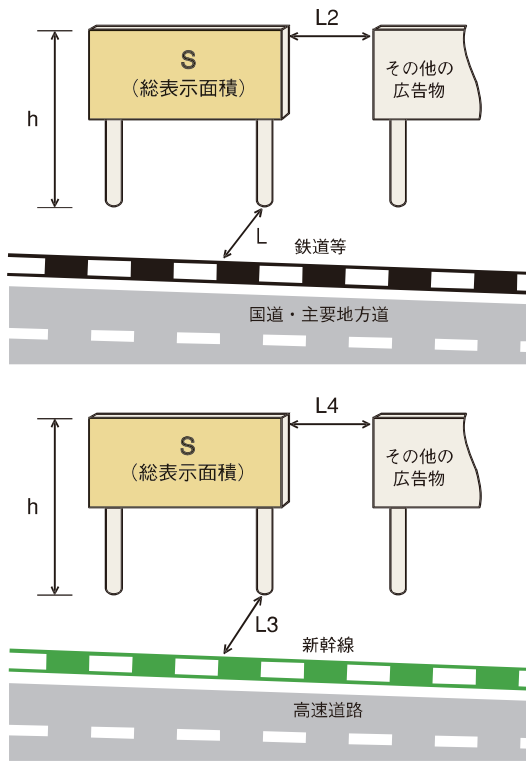
規格基準

- ・1営業所2個以内
- ・ $S \leq 2\text{m}^2$ (複数の営業所が共同で設置する場合、1営業所当たり 2m^2 以内かつ総表示面積 10m^2 以内)
- ・ $h \leq 3\text{m}$ (地盤面から)
- ・内容は案内、誘導に限る(宣伝は×)
- ・交通上の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと

〈適用除外〉

- 【許可地域】 ⑥へ 例：公共施設案内などごく一部
 【禁止地域】 ⑥へ 例：公共施設案内などごく一部

野立広告 (3) その他の野立広告 (案内板も3個目や2mを超えるものはこの規格)



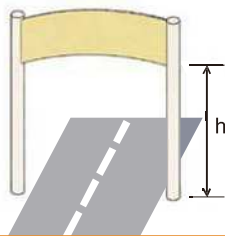
規格基準

- $S \leq 30\text{m}^2$
- $h \leq 6\text{m}$ (地盤面から)
- 交通上の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと
- (市街化調整区域内の場合、以下も)
- $L \geq 50\text{m}$
- $L2 \geq 50\text{m}$ ($50\text{m} \leq L \leq 100\text{m}$ の場合)
- $L3 > 300\text{m}$
- $L4 \geq 300\text{m}$ ($300\text{m} < L3 \leq 500\text{m}$ の場合)

<適用除外>

- 【許可地域】ほとんどありません
- 【禁止地域】ほとんどありません

アーチ広告



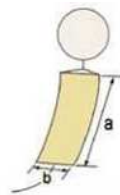
規格基準

- h (歩道上) $\geq 3.5\text{m}$
- h (車道上) $\geq 5.0\text{m}$
- 道路を横断して設置されるもの

<適用除外>

- 【許可地域】ほとんどありません
- 【禁止地域】ほとんどありません

アドバルーン



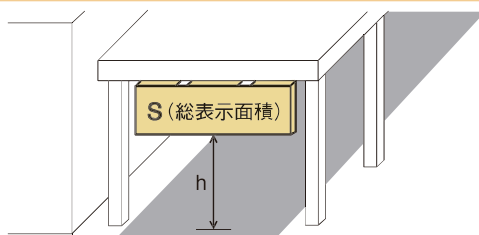
規格基準

- $a \leq 10\text{m}$
- $b \leq 1.5\text{m}$
- 掲揚中に建築物等に接触しないこと

<適用除外>

- 【許可地域】⑥へ 例：自家用合計 10m^2 以下
- 【禁止地域】⑥へ 例：自家用合計 10m^2 以下

つり下げ広告



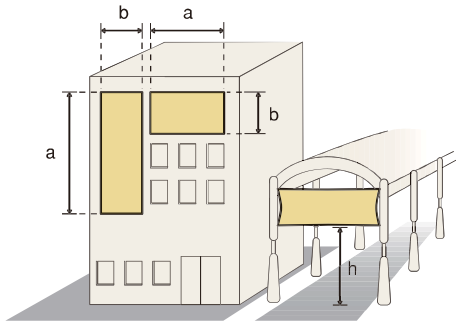
規格基準

- $S \leq 4\text{m}^2$
- h (歩道上) $\geq 2.5\text{m}$
- h (車道上) $\geq 4.5\text{m}$
- アーケード類に固定して設置するもの

<適用除外>

- 【許可地域】ほとんどありません
- 【禁止地域】ほとんどありません

広告幕



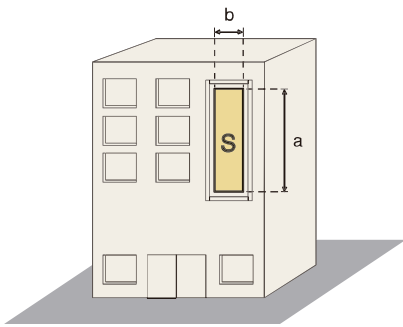
規格基準

- ・ $a \leq 15\text{m}$
- ・ $b \leq 1.2\text{m}$
- ・ h (歩道上) $\geq 3.5\text{m}$
- ・ h (車道上) $\geq 5\text{m}$
- ・ 風圧に耐えうる措置を施すこと

〈適用除外〉

- 【許可地域】 ⑥へ 例：自家用合計10㎡以下
 【禁止地域】 ⑥へ 例：自家用合計10㎡以下

懸垂幕



規格基準

- ・ $S \leq 30\text{㎡}$
- ・ $a \leq 20\text{m}$
- ・ $b \leq 1.8\text{m}$
- ・ 設置する壁面につき5個以内

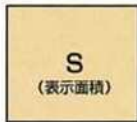
〈適用除外〉

- 【許可地域】 ⑥へ 例：自家用合計10㎡以下
 【禁止地域】 ⑥へ 例：自家用合計10㎡以下

以下のものを「簡易広告物」といいます。

これらは⑤禁止物件(P6参照)に書いてあるように、電柱の類やアーケード柱などに設置することはできません。

はり紙



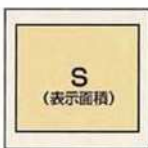
規格基準

- ・ $S \leq 1.5\text{㎡}$

〈適用除外〉

- 【許可地域】 ⑥へ 例：自家用の簡易広告物合計10個以内
 【禁止地域】 ⑥へ 例：自家用の簡易広告物合計10個以内

はり札等



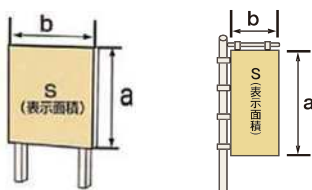
規格基準

- ・ $S \leq 1.0\text{㎡}$

〈適用除外〉

- 【許可地域】 ⑥へ 例：自家用の簡易広告物合計10個以内
 【禁止地域】 ⑥へ 例：自家用の簡易広告物合計10個以内

広告旗、立看板等 (容易に移動させることができるもの)



規格基準

- ・ $a \leq 2.0\text{m}$
- ・ $b \leq 1.0\text{m}$

〈適用除外〉

- 【許可地域】 ⑥へ 例：自家用の簡易広告物合計10個以内
 【禁止地域】 ⑥へ 例：自家用の簡易広告物合計10個以内

10 罰則 (条例第30条～第35条)

屋外広告物条例に違反した場合には、罰則が科されることがあります。

- (1) 1年以下の懲役、又は50万円以下の罰金
 - ・市長の登録を受けずに屋外広告業を営んだとき
 - ・不正の手段により屋外広告業の登録（新規・更新）を受けたとき
 - ・屋外広告業の営業停止命令に従わなかったとき
- (2) 50万円以下の罰金
 - ・除却、改修、移転命令に従わなかったとき
- (3) 30万円以下の罰金
 - ・禁止地域、禁止物件に広告物を表示したとき
 - ・広告物を設置、変更、改造するときに許可を受けなかったとき
 - ・登録業者が変更手続きをしなかったとき、または虚偽の届出をしたとき
 - ・登録業者が、営業所ごとに業務主任者を選任しなかったとき
 - ・業務主任者を選任できなくなった登録業者が、休止の届出をしないで屋外広告物業を営んだとき
 - ・休止している登録業者が、休止解除の届出をしないで屋外広告業を営んだとき など
- (4) 20万円以下の罰金
 - ・広告物設置や屋外広告業に関わる立入検査及び報告などを拒否したとき

これらの刑は、個人に対してだけでなく、その法人等に対しても科されます。

このほかに、過料の対象となる場合があります。過料とは、行政罰であり、司法当局の手続きによらず、新潟市の判断で科することができるものです。

- (5) 5万円以下の過料
 - ・登録業者が廃業手続きをしなかったとき
 - ・登録業者であることを示す標識を掲げないとき
 - ・営業に関する事項について帳簿への記載・保存をしなかったとき、または虚偽の記載をしたとき

3.屋外広告物を出される方へ

●事前相談をしてください

新潟市は禁止地域を除く全域が許可地域となっていますので、屋外広告物を設置するときは、原則として許可が必要となります。おおよその計画がまとまった段階で、まず事前相談をしてください。

●許可申請には手数料がかかります

屋外広告物の許可申請にあたっては、一定の手数料を納付しなければなりません。

●施工は登録業者へ

新潟市内で屋外広告業を営もうとする者は、市長への登録が義務付けられています。

施工を依頼するときは、登録済の業者であることを確認してください。確認の方法は、市ホームページ掲載の登録業者一覧もしくは市役所に登録簿がありますので、こちらをご覧くださいか（閲覧の申請が必要です）、登録業者の営業所には市への登録業者であることをあらわす標識が掲示されていますので、そちらをご覧ください。

また、登録業者が法令等に違反して受けた処分に関する監督処分簿も市役所にありますので、希望者はご覧ください（閲覧の申請が必要です）。

●管理者をおいでください

屋外広告物を出すときは、すべての広告物について管理者を設置しなければなりません。また、高さが4mを超える屋外広告物の管理者は、有資格者でなければなりません(⑦許可手続き(3)P8参照)。

●許可の有効期間が満了するときは

屋外広告物には、設置について許可の期間(許可申請手数料・許可期間P17参照)が定められています。許可期間満了後も引き続き屋外広告物を出す場合には、継続の許可の申請をしなければなりません。また、屋外広告物を出す必要がなくなったときは、速やかに除却し、その旨を届け出てください。

4.屋外広告業を営むみなさんへ

●屋外広告業を営むには、市長の登録が必要です(条例第22条、第22条の2)

- ・屋外広告業とは、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置を行う営業(法第2条)のことをいいます。具体的には「施工業者」の方が対象となり、広告を取り次ぐ「広告代理業」や取り付ける看板を製作するだけの「看板製作業」など実際に施工を請け負わない方は、対象にはなりません。
- ・新潟市内で屋外広告業を営もうとする場合には、その氏名や営業所の所在地などを記した登録申請書に必要な書類を添えて、市長の登録を受けなければなりません。(新潟市内に営業所があるなしに関わらずです。)
- ・登録の有効期間は5年間です。引き続き市長の登録を受けたいときは、更新の登録を受ける必要があります。
- ・登録を申請する書類やその添付書類に、重要な事項について虚偽記載や記載欠如があるときなど、市長の登録を受けられない場合があります。
- ・新規の登録時と更新の登録時には、登録手数料として1万円を納めていただきます。
- ・登録事項に変更があったり、新潟市内で屋外広告業を営まなくなったりしたときは、その旨を届け出る必要があります。

●業務主任者を営業所ごとに置かなければなりません(条例第22条の9)

- ・屋外広告業を営む場合には、その営業所ごとに次に掲げるいずれかの者を置き、必要な業務にあたらせなければなりません。
 - 1 国が指定する登録試験機関が行う試験に合格した者(現在は屋外広告士のみ)
 - 2 本市又は他の都道府県・政令指定都市・中核市が開催する屋外広告物講習会の修了者
 - 3 職業能力開発促進法に基づく職業訓練修了者・職業訓練指導員免許所持者・技能検定合格者(広告美術科・広告美術仕上げに係るものに限る)
- ・業務主任者には、次に掲げる業務の総括に関することを行わせなければなりません。
 - 1 本市の条例その他関係法令の規定の遵守に関すること。
 - 2 施工の適正さ・安全の確保に関すること。
 - 3 営業に関する帳簿の記載に関すること。
 - 4 業務の適正な実施の確保に関すること。
- ・業務主任者がいなくなり、後任の業務主任者を選任できない場合は、次に掲げるいずれかの手続をとらなくてはなりません。
 - 1 該当する営業所を外す変更の手続をする。→ 変更届
(該当する営業所を登録している場合：業務主任者がいる他の営業所では屋外広告業を営むことができますが、該当する営業所は屋外広告業を営むことはできなくなります。)
 - 2 新潟市内での屋外広告業を廃業する。→ 廃業届

3 新潟市内での屋外広告業を休止する。→ 休止届

(登録営業所が1つしかない場合：登録の有効性は維持されますが、新潟市内で屋外広告業を営むことはできません。後任の業務主任者を選任できることとなった場合は、休止解除の手続をとることによって、登録の有効期間中は再び屋外広告業を営むことができるようになります。)

●登録業者であることを示す標識を営業所に掲げなければなりません(条例第22条の10)

・市長の登録を受けた者は、登録した営業所ごとに、登録を受けている旨を示す標識を掲げなければなりません。

●営業に関する帳簿を作成し、営業所で保存しなければなりません(条例第22条の11)

●法令等に違反すると、登録の取り消しや、営業の全部または一部の停止を命ぜられることがあり、処分の内容は閲覧に供されます(条例第24条、第24条の2)

- ・関係法令に違反したり、不正な手段で登録を受けたりしたときは、登録の取り消しや、営業の全部又は一部の停止を命ぜられることがあります。
- ・処分の内容は、市役所で公衆に対して閲覧に供されます。

5. 許可申請に必要な書類

(1) 新規申請

すべて2部ずつ(正・副)ご提出ください。

- 屋外広告物許可申請書
- 設置場所の地図(住宅地図等のわかりやすいもの)及び現況のカラー写真
- 配置・平面図(敷地や建物における設置状況がわかるもの)
- 広告物等の形状、寸法、構造、意匠、色彩、表示の方法等に関する仕様書・図面・見本
(屋上広告については、地上から広告物等を設置する箇所までの高さや広告物の高さ
がわかるもの)
(壁面広告については、壁面面積と各広告物の面積及び広告物合計面積がわかるもの)
- 次に該当する場合はそれぞれ添付
 - ◆「非自家用広告物」で自己所有ではない土地に設置している場合
 - ・・・広告物を設置する土地又は建物の所有者の承認書や契約書等の写し
 - ◆広告物の高さが4mを超える場合(管理者)
 - ・・・管理者資格を証明する証書の写し(→⑦許可手続き(3)管理者の設置 P8参照)
 - ◆広告物が道路上に突出する場合
 - ・・・道路占用許可書の写し(各道路管理者に申請要)

(2) 継続申請・変更申請・既存新規申請(既存の掲出物件を利用したもの)

すべて2部ずつ(正・副)ご提出ください。

- 新規申請に必要な書類に加え、安全点検報告書

許可申請手数料・許可期間

区 分	単 位	金 額	許可期間 (最長)
野立て広告板 野立て広告塔 屋上広告 壁面広告 突出広告 懸垂幕 アーチ広告 つり下げ広告	広告板の表示面積が5㎡までごとに	1,400円	3年
はり紙	100枚までごとに	400円	2ヶ月
はり札等	100枚までごとに	400円	3ヶ月
立看板等	1個	400円	
広告幕 広告旗	1個	400円	
アドバルーン	1個	1,400円	3年
電柱類広告	1個	400円	

許可申請の窓口・問い合わせ先

●屋外広告物の設置許可の申請受付・事前相談は、屋外広告物を設置する場所を管轄する区役所の建設課で行います。

区名	窓口	住所	電話 (担当課直通)
北区	建設課	〒950-3393 新潟市北区東栄町1丁目1番14号	☎025-387-1435
東区	建設課	〒950-8709 新潟市東区下木戸1-4-1	☎025-250-2630
中央区	建設課	〒951-8553 新潟市中央区西堀通6-866	☎025-223-7410
江南区	建設課	〒950-0195 新潟市江南区泉町3-4-5	☎025-382-4738
秋葉区	建設課	〒956-8601 新潟市秋葉区程島2009	☎0250-25-5691
南区	建設課	〒950-1292 新潟市南区白根1235	☎025-372-6490
西区	建設課	〒950-2097 新潟市西区寺尾東3-14-41	☎025-264-7670
西蒲区	建設課	〒953-8666 新潟市西蒲区巻甲2690-1	☎0256-72-8570

●屋外広告業の登録の受付、景観事前協議の申出は、都市計画課で行います。

地区	窓口	住所	電話 (担当課直通)
新潟市全域	市役所 都市計画課	〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階	☎025-226-2825